

積丹地域森林整備推進協定に基づく森林共同施業団地について

1 目的

安全で豊かな水の供給及び、森林資源の循環利用を図るため、協定者が連携協力して、効率的な森林施業や路網整備の実施に取り組むことを目的とする。

2 協定

協定期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

協定締結者：積丹町

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター札幌水源林整備事務所
石狩森林管理署

3 経緯

平成19年：積丹町が町有林（婦美円山地区）の間伐実施にあたり、隣接する国有防風保安林内に作業路の作設を検討。国有林も当該作業路を利用することにより上流域の間伐が可能になることから、国有林に接するよう調整し作業路を作設した。

平成20年：積丹町が町有林（余別地区）の保育のため国有林路網の利用を検討。共同施業団地の設置により連携した路網整備や共同利用が可能になることから、札幌水源林整備事務所、石狩森林管理署の三者で検討し協定を締結した。

平成25年：協定期間（5年間）の満了に伴い森林共同施業団地を拡大するとともに、婦美円山地区と婦美六地区を統合し、新たな森林整備実施計画の策定を行い、協定を更新した。

4 事業実績

平成20年11月21日～平成25年3月31日までの5年間における実施主体別の森林面積及び事業実績は、表1のとおりである。

表1 実施主体別事業実績

実施主体	森林面積(ha)	間伐等(ha)	利用材積(m ³)	路網整備(m)
積丹町	31			2,953
森林農地整備センター	307	84	1,670	12,993
国有林	682	94	2,365	4,072
計	1,020	178	4,035	20,018

5 森林共同施業団地設定による効果

【婦美団地】 婦美円山地区では、町有林作業道を国有林が使用することにより、これまで路網がなく未整備であった森林の間伐等が可能となった（国有林にメリット）。

婦美六地区では、町有林作業道と国有林作業道を連結し相互使用することにより、森林整備を効率的に実施（町有林、国有林双方にメリット）。

【余別団地】 余別川を渡河できず町有林の森林整備が不可能であったが、国有林林道等の使用により町有林へのアクセスが改善され、町有林の森林整備が可能となった（町有林にメリット）。

6 積丹地域森林整備実施計画

協定に基づき、森林共同施業団地における森林整備を行うにあたって、以下のとおり実施計画を定めている。

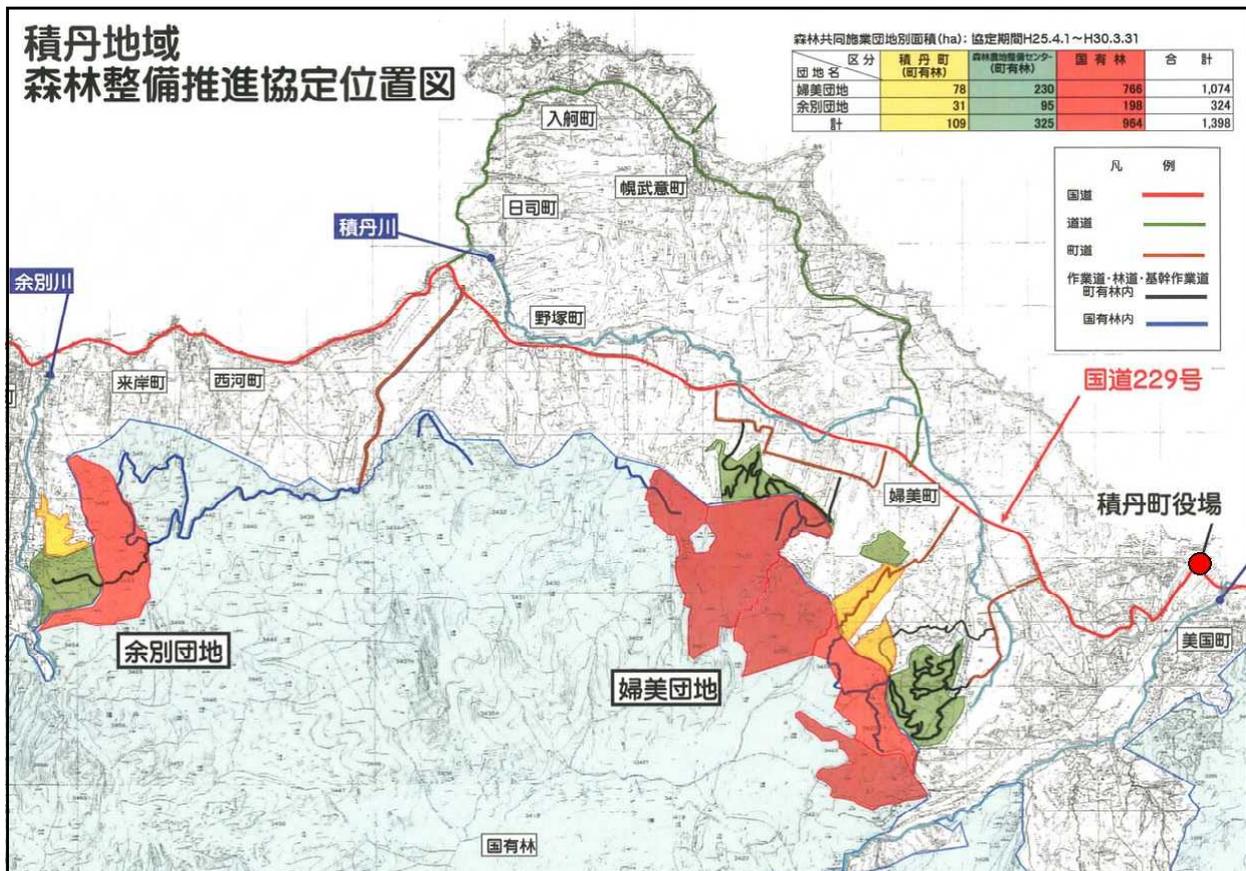
(1) 森林整備を行う森林の区域および計画

実施主体別の森林面積及び森林整備の計画は表2のとおりであり、位置図は図1のとおりである。

表2 実施主体別森林整備の計画（5年分の年度計画の合計）

実施主体	森林面積(ha)	間伐等(ha)	利用材積(m ³)	路網整備(m)
積丹町	109	45	200	1,050
森林農地整備センター	325	71	1,760	11,150
国有林	964	136	2,840	3,700
計	1,398	252	4,800	15,900

図1



(2) 森林整備の目標

施業団地は、水源涵養機能及び山地災害防止機能等の発揮を重視する森林が主であることから、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進することとする。

(3) 森林施業の方法に関する事項

施業団地においては、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施するものとする。間伐等の実施にあたっては、木材利用促進の観点から実施箇所・時期等について協定者間で調整を図ることとする。

(4) 路網の整備及び管理に関する事項

協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道等施設の計画的な整備に努めるものとし、その整備にあたっては、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう配慮した配置に努めることとする。

(5) 森林資源の有効利用等に関する事項

森林整備において生じる未利用木質資源等の有効利用に向けた取組を推進する。

(6) 施業団地を活用したソフト事業に関する事項

施業団地内の森林や路網を活用し、自然体験プログラムや森林施業体験などの森林環境教育を実施する。